

旭川市民ギャラリー利用料改定の概要（案）

1 改定の経緯

旭川市民ギャラリーは、西武旭川店内で開設し、西武旭川店閉店後、平成30年度に現在の場所（上川倉庫「蔵囲夢」コレクション館）にて開設し、以降、利用料の改定は実施していませんでした。

本ギャラリーの設置目的である、「利便性のよい市中心部で、市民等が気軽に作品展示・発表等を行う場の提供」に合わせ、平成30年度開設時に利用料を設定したのですが、一定期間が経過したことから、全市的に施設使用料を改定する時期に合わせて見直しを行うこととしました。

2 改定内容

（料金は1日当たり）

	改定前	改定後
入場無料の展示	1,900円	2,800円
入場料1,000円未満の展示	3,900円	5,600円
入場料1,000円以上の展示	7,800円	11,200円

3 改定時期

令和8年10月1日以降に受付（承認）した利用分から改定後の料金を適用します。

※利用する日が令和8年10月1日以降であっても、受付（承認）した日が令和8年9月30日以前であれば、改定前の料金の適用となります。

例1) 令和8年10月に実施する一斉受付（令和9年10月以降利用分）は改定後料金

例2) 令和8年10月以降の随時受付（令和8年10月以降利用分）は改定後料金

例3) 令和8年9月中までに随時受付した令和8年10月以降の利用は改定前料金

4 新利用料算出方法について

- (1) 旭川市民ギャラリー運営に要する1時間・1㎡当たりのコストを算出し、これに貸室部分面積及び使用時間を掛けて1日当たりの金額を算出します。この金額の50%が受益者負担分となります。

※広く市民に及ぶが選択的なサービスとして、「受益者負担割合50%」に該当します。

- (2) 上記金額が改定前料金の1.5倍を上回る場合は、1.5倍を上限とします。

※本市「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）」に基づき算出しています。

※他の類似施設との比較や過去の改定経過等を踏まえ、算定することがあります。

今回の算出結果が上記4（2）に該当するため、改定前の入場無料の展示

1,900円×1.5≒2,800円を標準料金としました。

また、改定前の割増率に応じ、入場料1,000円未満の展示を標準料金の2倍、

入場料1,000円以上の展示を標準料金の4倍としました。